

令和7年国勢調査用品保管・仕分け・配送業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和7年国勢調査にかかる調査関係用品の保管、仕分け、配送（以下「本件業務」という。）について、甲乙間で次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、この契約及び乙が国土交通大臣の認定を受けた運送約款に従い、本件業務を誠実に履行するものとする。

（法令等の遵守）

第2条 甲、乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国国内法令及び、那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

（契約の目的）

第3条 甲は本件業務を乙に委託し、乙は甲の指示に従い調査関係用品の保管、仕分けを行い、甲の指定する場所へ調査関係用品を配送するものとする。なお、業務内容については、この契約条項によるものとし、詳細については、「令和7年国勢調査用品保管・仕分け・配送業務委託仕様書」に定めるものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、契約締結の日から令和7年9月30日までとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額を含む）とする。

（契約保証金）

第6条 那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除する。

（委託料の請求及び支払）

第7条 乙は、本件業務が完了した後、業務委託料の請求書を速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項による適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（調査、完了報告及び検査等）

第8条 甲は、乙の業務に関して随時調査し、又は必要な報告若しくは資料の提出を求

めることができる。

2 乙は、正当な理由がなく、前項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく仕様書に定める報告等を甲に対し行わなければならない。

(履行期限の延長)

第9条 乙は、天変事変その他やむを得ない理由によって仕様書等に記載された履行期限（以下「履行期限」という。）までに業務を履行できないときは、事前にその理由を明らかにして履行期限の延長を願い出ることができる。この場合において、延長の期限は、甲乙との間で協議して定める。

(権利義務の譲渡禁止等)

第10条 乙は、本契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、本契約について、本件業務を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、契約履行により知り得た甲の業務内容その他業務に関連する一切の情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取り扱い)

第13条 本件業務の遂行における個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるもののほか、「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲、乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には何ら催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第2条に記載された法令遵守ができなかった場合

(2) 重大な過失又は背信行為を受けた場合

(3) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続き開始、民事再生法手続き開始、会社更生法手続き開始、特別清算開始の申立があった場合

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(5) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(6) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲、乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は、乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると判明したときは、甲はこの契約を解除することができる。

（損害賠償）

第15条 乙は、その責に帰すべき事由により、本件業務の遂行に際し、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（合意管轄）

第16条 本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（その他）

第17条 甲、乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、相手方の業務に支障をきたさないよう協力するものとし、この契約に定めない事項及びこの契約の条項に疑義が生じた場合は、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）によるもののほか、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲（所在地）	那覇市泉崎1丁目1番1号
（名称）	那覇市
（代表者）	那覇市長 知念 覚

乙（所在地）	
（名称）	
（代表者）	